

(様式 1)

疑義照会（回答）票

照会日 平成 22 年 3 月 4 日
照会部署名 高鍋年金事務所 適用徴収課
照会担当者 (一般職) 川崎 博
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認	確認済
-------------	-----

(案件)

(受付番号) No.2010-326	給与計算期間途中の昇給に伴う月額変更届の取扱い
-----------------------	-------------------------

※受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

Q. 給与計算が月末締め切りで翌月末支払いの会社の場合で、日給月給制の従業員の給与計算期間の途中で昇給があった場合の月額変更届の取扱いはどうなるのか。

例：11月27日だけで昇給があった（日給単価が2000円上がった）。

昇給後最初の給与支払は12月末である。昇給があった月以降の出勤日数は毎月20日以上あり、標準報酬月額も2等級以上の変動があった場合。

この場合、以下のいずれの取扱いとなるのかご教授ください。

1. 最初の支払日が12月末日なので3月改定になる。
2. 12月末日支払（11月分）の内訳に昇給後2日分しか含まれていないため、支払い基礎日数が17日ないということで月額変更不該当になる。
3. 最初の支払である12月末日に昇給後2日分しか含まれていないので次期支払日の1月末日から3回みて4月改定になる。

(回答)

隨時改定を行うに際しては、①昇給・降給などで固定的賃金に変動があること、
②変動月からの3か月の間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額
と従来の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じていること、③3か月とも支
払基礎日数が17日以上あることの全てを満たしていることが条件となる。

ご照会の事例においては、固定的賃金の変動があり、継続した3か月間の実績が
確保される「3」となる。

回答日 平成22年 5月 7日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (役職名) 渕 康幸

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上